

第1節 資源エネルギー庁

省エネルギー政策	400
1. 概論	400
2. 産業・業務部門の省エネ促進	400
3. 家庭部門等の省エネ促進	401
4. 運輸部門の省エネ促進	402
5. 省エネルギーに関する広報活動	402
新エネルギー政策	403
1. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し	403
2. 再生可能エネルギーの導入加速～中長期的な自立化を目指して～	403
新たなエネルギーシステムの実現	403
1. 水素社会の実現	403
2. 分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組	404
省エネルギー・新エネルギー分野の国際協力、国際展開	405
1. 省エネ・新エネ制度構築・人材育成等支援	405
2. 省エネ・新エネ技術等の実証・海外展開等支援	405

省エネルギー政策

1. 概論

2014年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び2015年7月に策定された「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」の実現に向けて、徹底した省エネルギー(以下、「省エネ」とする。)を推進してきた。

省エネについては、年1.7%の経済成長を前提に、2012年度から2030年度までの約20年間に、原油換算で5,030万k1程度、最終エネルギー消費を削減する目標を設定した。これは、2030年度までの約20年間にエネルギー消費効率を35%程度改善することに相当し、1970年代のオイルショック後の20年間に我が国が達成したエネルギー消費効率の改善率に匹敵する。

エネルギーミックスを実現するためには、産業・業務・家庭・運輸の各部門にて、徹底した省エネと経済成長を両立させ、さらに省エネを深掘りする必要がある。そこで、2016年4月に経済産業省が決定した「エネルギー革新戦略」を踏まえた施策を進めるとともに、更なる省エネポテンシャル深掘りに向けた施策について、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー小委員会」において2016年6月より議論を行い、2017年1月に中間とりまとめを公表した。

2. 産業・業務部門の省エネ促進

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(省エネ法)

省エネ法による部門ごとの規制と各種支援策の両輪により、事業者の省エネ取組を促してきた。省エネ法では、エネルギーを使用する事業者に対して、エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るために必要な判断の基準となるべき事項(「判断基準」)に示された取組(エネルギー管理、保守・点検、設備新設にあたっての措置等)の実施と、エネルギー消費効率の改善に関する目標(年平均1%以上の低減)の達成に向けた努力を促している。

特に、特定事業者(事業者単位で年度あたり原油換算1,500k1以上エネルギーを使用する者。現在約12,000事業者を指定。)に対し、エネルギーの使用状況の定期報告を求め、判断基準の遵守状況やエネルギー消費原単位の改善率等を踏まえ、特定事業者の省エネへの取組を毎年度評価している。

(2) ベンチマーク制度(産業トップランナー制度)

省エネ法では、エネルギー消費効率の改善目標に加え、エネルギー多消費産業である鉄鋼業、セメント製造業等の製造業を中心に、業界ごとに中長期的な省エネ目標を定めた「ベンチマーク指標」を設定し、事業者が業界における自身の客観的な位置づけに基づいた省エネ取組を促すこととしている。現在、「日本再興戦略2016」(2016年6月閣議決定)に示された、「3年以内(2018年度中)に全産業のエネルギー消費の7割に拡大」するとの方針に沿って、流通・サービス業への導入拡大を進めており、今年度は2016年4月に導入されたコンビニエンスストア業に続き、ホテル業・百貨店業への導入を検討し、2017年4月から導入することとした。

(3) 事業者クラス分け制度(SABC評価制度)

省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS,A,B,Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施する事業者クラス分け制度(SABC評価制度)を2016年4月から開始した。本制度では、省エネルギー取組が進んでいる優良事業者(Sクラス事業者)を経済産業省のホームページ上で公開するとともに、取組が停滞している事業者に対しては、必要に応じて報告徴収・立入検査等を実施することとしている。

2016年度は、5月末に1,207事業者に対して注意喚起文書を送付するとともに、370事業所に対して現地調査を、147事業者に報告徴収を、4事業者に立入検査を実施した上で、判断基準の遵守状況が不十分(Cクラス)の12事業者に対し、省エネ法第6条に基づく指導を実施した。

(4) 複数事業者が連携した省エネ取組の促進

経済成長と両立する省エネを積極的に推進するには、ビジネスの実態に沿った形で、エネルギー管理の実態と企業の経営方針を踏まえた規制や補助制度を構築することが不可欠である。現在、IoTを活用した新しい生産・流通プロセスの導入が進展しており、個々の事業者の枠を超え、業界、サプライチェーン、グループ単位に拡大して省エネ取組を行う先進事例が現れている。このような複数事業者が連携した省エネ取組は、事業者単位の効率改善が足踏みする中、省エネポテンシャルの掘り起こしに繋がること

期待される。

このため、連携した省エネ取組を新たな省エネ手法として積極的に推進すべく、省エネ法における評価制度のあり方や支援策について、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー小委員会」において2016年6月より議論を行い、2017年1月に中間とりまとめを公表した。

また、産業政策と一体化した省エネへの取組を業界で促進する観点から、データ取得、及びネットワーク接続が可能な射出成型機を活用した生産効率化の取組や、自動車産業で取組が進んでいるシミュレーション技術を活用した開発プロセスの省エネ等、IoT等を活用した先進的な省エネへの取組を業界単位で進めるため、省エネ法の業種別告示(特定事業社のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針)を2017年3月に改正した。

(5) 省エネ取組促進に向けた支援措置

(ア) エネルギー使用合理化等事業者支援事業(省エネ補助金) 【平成28年度予算額:515億円】

工場等において省エネ効果の優れた設備・技術の導入を促進するため、これらを導入する事業者に対して費用の一部(1/3以内、エネマネ事業者(エネルギーマネジメントシステム(EMS)を導入し、エネルギー管理支援サービスによって他の事業者の工場等の省エネ対策等を支援する者。現在200社程度を登録。)を活用して省エネを深掘りする場合には1/2以内)を補助する支援を行った。

(イ) 省エネルギー対策導入促進事業費補助金

【平成28年度予算額:7.5億円】

省エネノウハウを必ずしも有しない地域の中小企業や個人事業主の省エネを推進するため、省エネ・節電診断を無料で実施するとともに、全国19箇所に「省エネ相談地域プラットフォーム(地域の専門家らが連携した省エネ相談拠点)」を構築し、省エネ診断から診断後のフォローアップまで、地域毎にきめ細かな省エネ支援を実施した。

(6) 産業部門を中心とした省エネルギー技術開発の推進

開発リスクの高い革新的な省エネ技術について、シーズ発掘から事業化まで一貫して支援を行う提案公募型研究開発事業を実施した。また、省エネ技術の研究開発及び普

及を効果的に推進するため、省エネに大きく貢献する重要分野を特定した「省エネルギー技術戦略2016」を2016年9月に策定した。

3. 家庭部門等の省エネ促進

(1) トップランナー制度

省エネ法に基づくトップランナー制度を通じて、自動車や家電製品等対象機器の製造事業者及び輸入事業者に対して、当該機器等ごとに定めた目標年度以降に現在商品化されている製品のうち最も優れているものの性能を勘案して定めた省エネルギー基準(トップランナー基準)の遵守を義務付けている。これにより、特定エネルギー消費機器等の効率改善を促した結果、多くの機器において、基準策定当初の見込みを上回る効率改善が達成された。

2016年には、照明のトップランナー基準の対象を白熱灯等へ拡大するため、電球類及び照明器具のトップランナー制度の対象機器へ追加することを審議し、方針を取りまとめた。加えて、2017年3月にはトップランナー制度対象機器に新たにショーケースを追加し、基準等を策定した。

この結果、2017年3月時点で、32品目(うち3品目は建材)をトップランナー制度の対象機器に指定している。

(2) 省エネ効果の高い設備・機器に関する情報提供

家電製品やOA機器等について、消費者が省エネルギー機器を選択しやすくすることにより、省エネルギー機器の普及を図ること及び機器の製造事業者等に対して一層の効率改善努力を促すことを目的に、ロゴマークを用いた情報提供方法である省エネラベリング制度及び国際エネルギースタープログラム制度の普及啓発を行った。また、「省エネ性能カタログ」の2016年度版冊子を作成した。

(3) 省エネ型住宅・建築物の普及促進に向けた取組

(ア) ZEH/ZEBの普及促進

住宅・建築物の省エネ化を更に促進するため、室内外の環境や快適性を低下させることなく、断熱性能の強化と高効率機器の普及により大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギーにより年間で消費するエネルギー量をまかなうことを目指したZEH/ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)の普及を促進した。

ZEHについては、2020年までに標準的な新築住宅で、

2030年までにはほぼすべての新築住宅でZEHの実現を目指すことを政府目標として掲げており、2020年のZEHの販売目標や販売実績を公表して積極的に取り組むハウスメーカー等を「ZEHビルダー」（2017年3月時点で約5,000社）に登録し、その活用を補助金交付の要件とすること等を通じ、ハウスメーカー等の取組を促し、ZEHの普及を進めた。また、ZEHのブランド化を図るため、「ZEHマーク」を作成し、消費者への周知や情報提供を促進している。

ZEBについては、2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを政府目標として掲げており、ZEBの建築に資する「ZEBガイドライン」を建物種別・規模別に作成した。

合わせて、ZEH/ZEBに資する高断熱建材や高性能設備機器に対して、支援措置を実施した。

（イ）住宅・建築物における省エネ基準適合義務化

建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、2015年に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」について、非住宅の大規模建築物を新築等する際のエネルギー消費性能への適合義務の在り方等について検討を進め、2017年4月から2000㎡以上の建築物についてエネルギー消費性能基準への適合を義務化することとした。

（4）エネルギー小売事業者の省エネガイドラインの検討

2016年4月に始まった電力の小売全面自由化の中で、多様な製品・サービスが登場し、需要家のエネルギーの使い方が大きく変化すると考えられる。そこで、「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」において、需要家と直接の接点を持ち、省エネ法で情報提供の努力義務が求められているエネルギー小売事業者による、需要家に対する省エネに資する情報提供等のあり方を検討し、2017年3月に「中間取りまとめ」を行った。

4. 運輸部門の省エネ促進

（1）省エネ法における荷主規制

省エネ法では、貨物輸送事業者に貨物輸送を発注する「荷主」を規制対象としており、判断基準において、特定荷主（事業者単位で自らの貨物輸送量が年度あたり3,000万トンキロ以上になる事業者）に対して、貨物輸送事業者

との連携等による省エネ努力を求めている。

近年、ネット小売事業者の発展に伴い小口輸送・再配達が増加し、運輸部門のエネルギー消費の構造に変化が見られ、エネルギー消費の増大が懸念されている。効率的な物流を構築するには、貨物輸送事業者に貨物輸送を発注する荷主と貨物輸送事業者の連携強化が必要なため、貨物の所有権を前提として運用されている省エネ法の荷主（現行省エネ法の特定荷主の約8割は製造業）の定義では捕捉できない荷主が存在することに留意しつつ、支援措置や規制措置の在り方について「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー小委員会」において2016年6月より議論を行い、2017年1月に中間とりまとめを公表した。

（2）省エネ法における燃費規制

省エネ法律に基づくトップランナー制度における燃費規制の達成判定方法として、2016年10月より、「市街地」「郊外」「高速道路」等道路環境の違いを踏まえた測定方法であるWLTP（乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法）による測定を可能とするとともに、WLTPにより測定した場合には、「市街地」「郊外」「高速道路」に分けて燃費を表示させることとした。

（3）貨物輸送の効率化に向けた支援措置

実運行時の燃費改善を実証するため、トラック輸送事業者に対して、専門のコンサルタント会社からエコドライブ指導を受講するための経費や、エコドライブマネジメントシステム（EMS）用機器の導入に必要な経費等を支援した。

また、自動車の整備を高度化して実運行時の燃費向上を図るため、整備事業者に対して、次世代自動車に対応したスキャンツールの導入に必要な経費等を支援した。

さらに、船舶の実運航時の燃費改善を実証するため、内航海運事業者等に対して、革新的省エネ船舶の設計・建造等の経費等を支援した。

5. 省エネルギーに関する広報活動

国民の皆様の関心を高めて省エネ行動を促進するため、新聞・ポスター等のメディア広報、展示会を実施した。

2016年度は、経営と一体的な省エネ取組を事業者に促進するため、「儲けにつながる省エネ術」「省エネ経営のススメ」等を作成した。

新エネルギー政策

1. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し

再生可能エネルギーはエネルギー安全保障の強化や低炭素社会の創出等の観点だけでなく、雇用創出や経済活性化等産業政策の観点からも重要なエネルギー源である。こうした再生可能エネルギーの利用推進を図るため、2012年7月1日から、固定価格買取制度が施行された。これは、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）によって発電された電気を、国が定める一定期間にわたって、電気事業者が、国が定める一定の価格で調達することを電気事業者が義務付けるものである。本制度開始以降、2017年3月末時点で再生可能エネルギーの導入量は約2.7倍（約5,600万kW）に拡大しており、同制度は再生可能エネルギー推進の原動力となっている。

一方で、太陽光に偏った導入が進み、制度の認定を受けながら稼働しない案件の発生や、国民負担増大への懸念等の課題が生じた。

こうした課題に対応するため、2016年5月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を改正した。改正FIT法においては、①新認定制度の創設、②中長期的な価格目標の設定や入札制度等コスト効率的な再生可能エネルギーの導入を促す仕組みの導入、③リードタイムの長い電源の導入拡大のための複数年買取価格の設定、④減免制度の見直し、⑤送配電買取への移行等を盛り込んだ。

また、2017年度以降の新規参入者に適用される調達価格等については、2016年10月4日から調達価格等算定委員会（以下、「委員会」とする。）において議論が開始され、委員会は、「平成28年度調達価格及び調達期間に関する意見」を同年12月13日にとりまとめた。この意見を尊重する形で、2017年3月18日に、2016年度の調達価格等が告示された。

2. 再生可能エネルギーの導入加速～中長期的な自立化を目指して～

再生可能エネルギーについては、導入を最大限加速するため、系統増強、規制の合理化、低コスト化等の研究開発等を着実に進めた。

（1）系統増強・安定化に向けた取組

（主要な取組）

1. 風力発電のための送電網整備実証事業費補助金
北海道の風力発電の適地において、送電網の整備及び技術的課題の解決を目的とした実証事業を行った。
2. 大型蓄電システム緊急実証事業費補助金
北海道及び東北地方において、電力会社の変電所に、世界最大級の大型の蓄電池を設置し、再生可能エネルギーの出力変動を緩和するための実証事業を行った。
3. 再生可能エネルギー余剰電力対策技術高度化事業
再生可能エネルギーの導入拡大による余剰電力対策用蓄電池として、2020年までに揚水発電と同水準の設置コスト（2.3万円/kWh）まで大幅に低減することを目標とした蓄電池技術の高度化を行った。

（その他の取組）

- ・新エネルギー系統対策蓄電池システム技術開発

（2）低コスト化・高効率化等に向けた技術開発・実証事業

（主要な取組）

- 太陽光発電の技術開発の取組
 - ・太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発
 - ・高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
- 風力発電の技術開発・実証段階の取組
 - ・洋上風力発電等技術研究開発
 - ・福島浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業
 - ・環境アセスメント調査早期実施実証事業
- 地熱発電の技術開発の取組
 - ・地熱発電技術研究開発事業
- バイオマスエネルギーの利用
 - ・戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業
 - ・バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業
 - ・セルロース系エタノール生産システム総合開発事業
 - ・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業
- 再生可能エネルギー熱利用の技術開発の取組
 - ・再生可能エネルギー熱利用技術開発事業

新たなエネルギーシステムの実現

1. 水素社会の実現

（1）概論

水素は、無尽蔵に存在する水や多様な一次エネルギー源から様々な方法で製造することができるエネルギー源で、気体、液体、固体（合金に吸蔵）というあらゆる形態で貯蔵・輸送が可能であり、利用方法次第では高いエネルギー効率、低い環境負荷、非常時対応等の効果が期待され、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される。

我が国においては、1981年のムーンライト計画から現在に至るまで、燃料電池の開発・実証を継続的に行った結果、2009年には家庭用燃料電池、2014年には燃料電池自動車、2016年には燃料電池バスや燃料電池フォークリフトが市場投入されるに至った。また、燃料供給インフラとなる水素ステーションも2014年には第一号の商用水素ステーションが開所し、2016年度末時点では全国で90箇所が開所する等、着実に普及拡大に向けた取り組みが進められている。

（3）2016年度における取組

水素社会実現に向けた官民のアクションプランである「水素・燃料電池戦略ロードマップ」（以下、「ロードマップ」とする。）について、2016年3月、「水素・燃料電池戦略協議会（座長：柏木孝夫東京工業大学特命教授）」（以下、「協議会」とする。）において、最新の技術動向等を踏まえ、家庭用燃料電池の価格低減目標やFCV、水素ステーションの普及目標を盛り込む等の改訂を行った。

2017年3月には第8回協議会を開催し、ロードマップ改訂後から1年間の取組の進捗状況を報告した。水素社会実現に向けた取組を加速させるため、協議会として特に優先的に検討を進めるべき項目を策定した。

また、水素に関する規制見直しについては、「規制改革実施計画」（2016年6月閣議決定）において、新たに1項目の規制見直し項目が盛り込まれた。

予算事業としては、以下のとおり、水素・燃料電池関連設備の導入支援や研究開発に取り組んだ。

（ア）民生用燃料電池（エネファーム）導入支援事業費補助金 【平成28年度当初予算：95.0億円】

2009年に市場投入された家庭用燃料電池「エネファーム」について、2015年度に引き続き導入支援を継続し、2016年度末には約20万台が普及した。

（イ）クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費（CEV）

補助金 【平成28年度当初予算：137.0億円（内数）】

FCVについて、車両購入時の負担軽減による初期需要の創出と量産効果による価格低減を促進し、世界に先駆けて国内の自立的な市場を確立すべく、2015年度に引き続き導入支援を行った。

（ウ）水素供給設備整備事業費補助金

【平成28年度当初予算：62.0億円】

FCVの普及のため必須となる水素ステーションについても、2015年度に引き続き導入支援を行った。この成果として2016年3月末までに開所した76箇所に加え、2017年3月末までに累計90箇所の水素ステーションが開所した。

（エ）水素利用技術研究開発事業

【平成28年度当初予算：41.5億円】

FCV及び水素ステーションの自立拡大の早期実現と関連産業の競争力向上に向け、2015年度に引き続き、高圧水素に対応する水素ステーション用の容器等の開発や規制見直しに向けた研究開発を実施した。

（オ）燃料電池利用高度化技術開発実証事業

【平成28年度当初予算：37.0億円】

固体高分子形及び固体酸化物形燃料電池の低コスト化・高効率化等に向けた燃料電池の反応メカニズムの解明や生産技術の改善、実用化推進に向け、2015年度に引き続き研究開発を実施した。

（カ）未利用エネルギー由来水素サプライチェーン構築実証事業 【平成28年度当初予算：28.0億円】

2030年頃の商用水素サプライチェーンの構築及び水素発電の本格導入（ロードマップにおけるフェーズ2の取組）に向け、オーストラリア産褐炭から水素を製造し、当該水素を安価で安定的に輸送・貯蔵する技術の実証や、将来の大規模な水素利用アプリケーションとして期待される水素発電に係る技術実証等を行った。

2. 分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組

（1）概論

東日本大震災後の従来の大規模集中電源に依存したエネルギーの需給構造に対するリスク認識が高まる中、再生可能エネルギーやコージェネレーション等を活用した分散型エネルギーシステムを普及拡大させることで、エネルギー供給の不安定性を克服することが必要となっている。

そこで、エネルギー消費のスマート化を図るべく、一定規模のコミュニティの中で、再生可能エネルギーやコージェネレーション等の分散型電源を用いつつ、IT や蓄電池等の技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、エネルギー需給を総合的に管理し、エネルギーの活用を最適化する等の「スマートコミュニティ」の実証等を実施してきた。こうした実証を通じて得られた技術や知見を活用し、今後は、①一定の地域内において、地域で得られた熱エネルギー等を地域で活用する「地産地消型エネルギーシステム」の構築や、②蓄電池やダイヤモンドリソース等のエネルギーリソースを IoT 技術により統合制御し、電力の需給調整に活用する、バーチャルパワープラントの構築に向けた実証を実施した。

(2) 2016 年度における取組

分散型エネルギーシステムの普及に関する環境整備の取組としては、需要家側のエネルギーリソースの更なる有効活用に向けて、2016 年 1 月、産学官の実務者級からなる「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会」（以下、「ERAB 検討会」とする。）を設置した。

また、本検討会は 4 つの WG（制御量評価 WG、ネガワット WG、OpenADRWG、サイバーセキュリティ WG）の親会の役割も果たしている。2016 年度は計 3 回の ERAB 検討会を行い、ERAB 推進のための全体の方向性を示すとともに、各 WG での検討報告も行った。

また以下の予算事業により、分散型エネルギーや分散型エネルギーシステムの導入拡大に取り組んだ。

(ア) スマートコミュニティ導入促進等事業費補助金

【平成 23 年度 3 次補正予算、基金事業】

2015 年度に引き続き、東日本大震災からの復興・再建に向けて、被災 3 県（福島県、宮城県、岩手県）の 7 地域において、地域エネルギーマネジメントシステム（CEMS）の導入を中心としたスマートコミュニティ導入に関する設備導入支援を実施した。

(イ) 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金

【平成 28 年度予算：45.0 億円】

エネルギーマネジメントシステム等を活用しつつ、再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギー（電気・熱等）を一定規模のコミュニティ内で面的に利用する「地産地消型のエネルギーシステム」の構築に向け、事業化可能性調

査や事業計画の策定、システムの導入に対して支援を行った。

(ウ) バーチャルパワープラント構築事業費補助金

【平成 28 年度当初予算：28.0 億円】

再生可能エネルギーの更なる導入拡大、省エネ・負荷平準化の推進、系統安定化コストの低減のため、需要家側のエネルギーリソースを統合的に制御し、あたかも一つの発電所（バーチャルパワープラント）のように機能させ、電力系統の需給調整に活用する実証を行った。

省エネルギー・新エネルギー分野の国際協力、国際展開

1. 省エネ・新エネ制度構築・人材育成等支援

エネルギー需要が増大する新興国や資源国を主な対象とし、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入拡大に向けた制度構築を目指し、政府担当者等を対象とした受入研修・専門家派遣による人材育成支援を実施した（2016 年度の実績として省エネ、新エネ、バイオマス人材育成事業の 3 事業で研修生 132 人を受入、専門家 142 人を派遣）。これらの事業を通じ、継続的に支援を行っている ASEAN 諸国において、省エネ・再エネ関連制度の導入や既存制度の高度化が図られてきている。

また、再生可能エネルギーの国際的な普及・利用促進を目的とする国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の活動に積極的に参加し、加盟国へのキャパシティビルディング（能力構築）や政策アドバイスの実施、刊行物・ロードマップの作成等、途上国をはじめとする海外諸国の再生可能エネルギー導入促進を支援した。

2. 省エネ・新エネ技術等の実証・海外展開等支援

海外において、我が国の有する先進的な省エネルギー、再生可能エネルギー等の技術・システムの展開を促進するため、相手国と連携し、当該技術の有効性を実証するための事業を実施した。1993 年の事業開始から、2016 年度末までに 64 件が終了した。引き続き、我が国の優れた技術・システムの国際展開を図るため、インドにおけるスマートグリッド関連技術の実証事業等を実施している。

また、我が国企業の優れた省エネルギー・再生可能エネルギー関連技術・製品の海外展開を支援するため、官民合同の協議会である「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」の活動を支援した。2016 年度にはロシア、イラン、

インド、ブラジル等7ヵ国へのミッション派遣、海外での展示会への出展、会員企業の有する技術を紹介した冊子（国際展開技術集）の編纂等、官民一体となって同分野における企業の海外展開を推進した。